

ZOOMで開催！無料WEBセミナー

# 「改正パワハラ防止法」のポイントと 相談窓口の設置・運用

～2022年4月から中小企業も対策義務化～

改正パワハラ防止法が2020年6月に施行され、2022年4月1日から中小企業でも対策が義務化されることになっています。そこで、どのような対策が義務付けられているのか、総合的に解説するとともに、ハラスメント相談窓口を設置する際のポイントをまとめます。

- ✓ ハラスメント対策としておさえるべきポイント
- ✓ ハラスメント相談窓口の導入の仕方
- ✓ 聴きとり票・社内アンケートなどのサンプル紹介

## 日程

2021年

11/25

木

15:00

16:30

## 会場

オンライン開催  
(ZOOM)

## 対象

経営者・人事労務  
ご担当者の方

## 参加費

無料

## お申込み 方法

- 《 フォーム 》 右記のQRコードから
- 《 メール 》 [reception@ikari-law.com](mailto:reception@ikari-law.com)
- 《 FAX 》 申し込みは裏面へ

## 講師

KEITA IKARI

弁護士 碓 啓太

福岡県弁護士会所属（登録番号：40552）



企業内でのハラスメントをなくしたいという想いで、企業向けにハラスメント・公益通報社外窓口サービス（アンカーライン）の提供を開始しました。2022年4月1日からパワハラ対策が義務となりますが、中小企業ではどのようなことをすればいいのかわからないのではないかと思います。企業にとってパワハラなどのハラスメントの発生は、従業員の業務効率が下がり生産性が下がるだけでなく、従業員が病気になったり死に至ったりするなどの大きなリスクとなります。その大きなリスクを回避し、かつ、改正パワハラ法に対応するために、実務に即した現実的かつ効果的な対策をご案内します。



主催



IKARI  
いかり法律事務所

弁護士法人いかり法律事務所

〒810-0011 福岡市中央区高砂1-24-20 ちくぎん福岡ビル8F

TEL: 092-707-1155 FAX: 092-707-1154

福岡県弁護士会所属 届出番号：1359

アンカーライン  
詳細はコチラ！



<https://anchor24line.com/>

## ～改正パワハラ法で求められる主な対策～



### 事業主の方針等の明確化 及びその周知・啓発

就業規則等において、パワハラの内容やこれを禁止する旨の方針を明確化するとともに、パワハラを行った者は厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を規定し、労働者に周知・啓発しなければなりません。



### 相談・苦情に応じ、適切に対応 するために必要な体制の整備

相談窓口を設置してこれを労働者に周知するとともに、窓口の担当者が相談の内容や状況に応じて人事部門と連携を図ることができる仕組みを構築しなければなりません。担当者は事前に研修を受ける等、ハラスメント相談に適応した対応をとることが求められています。



### 職場におけるパワハラに係る 事後の迅速かつ適切な対応

相談を受けたら迅速かつ正確に事実関係を確認できるような仕組みを構築しなければなりません。また、パワハラが確認できた場合、被害者への配慮及び行為者への処分を適正に行うことが求められています。

## セミナーお申込み方法

フォーム、FAXまたはEメールからお申込みください。  
セミナー担当：蓬原（ふつはら）



**reception@ikari-law.com**

Eメールでお申込みの場合は、本文に事業所名・代表者氏名・参加人数・ご住所・お電話番号を明記いただき、上記アドレスまで送信ください。

### FAX申込書

FAX送信先 ▶ 092-707-1154

ふりがな  
事業所名

ふりがな  
代表者氏名

ご住所 〒

(必須)

TEL ( )

MAIL @

※記入いただいた個人情報は、セミナーに関する申込受付、連絡等のみに使用させていただきます。

※セミナーの最後に、弊社運営の外部相談窓口サービスをご案内させていただきます。